

安全保障理事会議長声明

「テロ行為を原因とする国際の平和および安全に対する脅威」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2013年1月15日に開催された、安全保障理事会の第6900回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従った、国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を再確認する。

安全保障理事会は、テロリズムが国際の平和および安全に対する重大な脅威を与え続けていることに深い懸念をもって留意し、テロ対策に関する安保理の全ての諸決議および諸声明を想起し、誰であれ、何処であれまた目的が何であれ行われたあらゆる形態および表現におけるテロリズムについて安保理の強い非難をくり返し表明し、そして国際連合憲章および適用可能な国際的な人権、難民並びに人道の法を含む国際法に従って、あらゆる形態および表現におけるテロリズムとあらゆる手段によって戦う安保理の決意を表明する。

安全保障理事会は、あらゆるテロ行為が、その動機にかかわらず、犯罪でありまた正当化できないことを強調する。

安全保障理事会は、テロリストの脅威を妨害し、損ない、孤立させそして無力にするための全ての国家および国際的並びに地域的機構の積極的参加と共同作業が関与する持続的且つ包括的な対処方法によってのみテロリズムをうち負かすことができることを強調する。

安全保障理事会は、テロリズムが軍隊または治安部隊、法執行措置そして情報活動だけで打ち負かされるものではないことを認識し、そして長期にわたる紛争の効果的な予防と平和的な解決のための努力を強化することおよび法の支配、人権と基本的自由の保護、良い統治、寛容および包括性を促進することを含むがそれに限定されない、テロリズムの拡大に資する条件に対処する必要性を強調する。

安全保障理事会は、統合されたまた均整のとれたやり方でのまた全てのその側面における国際連合グ

ローバル・テロ対策戦略の継続的履行の重要性を強調しそして 2012 年の総会による国際連合グローバル・テロ対策戦略の第三回再検討について留意する。

安全保障理事会は、テロと戦うために講じたあらゆる措置が、国際法、とりわけ国際人権、難民および人道の法の下での全てのその義務にそうことを加盟国が確保しなければならないことを再確認し、そして効果的なテロ対策措置および人権、基本的自由並びに法の支配の尊重は、補完的でありまた相互に強化し合っていることそして効果的なテロ対策の取組の必要不可欠な部分であることを強調し、テロリズムを効果的に予防しまた戦うために、法の支配に対する尊重の重要性に留意する。

安全保障理事会は、加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも慎まなければならないこと、および国際連合が国際連合憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ国際連合の防止活動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならないことをまた再確認する。

安全保障理事会は、テロリズムはいかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認する。

安全保障理事会は、異なる宗教や文化を無差別に標的とすることを防止するための努力において文明間の対話と幅広い理解を高めるための国際的努力を継続することおよび未解決の地域紛争と開発問題を含む最大限の地球的問題に対処することが、テロリズムに対する国際的な戦いを強化することに貢献することを強調する。

安全保障理事会は、テロ行為に関与したまたは関連した団体若しくは個人に、積極的または消極的なあらゆる形態の支援を提供することを慎む、国際法に一致した、テロリスト集団の構成員の勧誘をやめさせること、および武器の供給を排除することによるものを含む、加盟国の義務をくり返し表明する。

安全保障理事会は、核、化学または生物の兵器およびそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転または使用を企てる非国家主体に対するあらゆる形態の支援を提供することを慎む義務を含む決議 1540 (2004) に従った加盟国の義務をくり返し表明する。

安全保障理事会は、テロリズムとテロ組織の資金調達を防止しまた抑圧するための措置を講じる継続的必要性を強調し、そのような措置の効果的な実施を含むこれに関連した加盟国の義務をくり返し表明しそして国際連合機関および他の多数国間機構、とりわけ金融活動作業部会の重要な活動を認識する。

安全保障理事会は、テロリストによるまたテロリストのための非政府機関、非営利機関および慈善機関の悪用を防止する加盟国の必要性を認識する。安全保障理事会は、非政府機関、非営利機関および慈善機関に対し、その地位を悪用するテロリストの企てを防止しまた適切な場合には反対することも求める。安全保障理事会は、テロリストが、テロリストの資金調達を助長することを含む、非営利機関の地位を時々悪用することを認識する。これらの悪用は対処されるのだから、安全保障理事会は、市民社会における宗教または信念の自由および個人の表現と結社の自由の権利を十分に尊重することの重要性を想起する。これに関連して、安全保障理事会は、金融活動作業部会の関連勧告に留意する。

安全保障理事会は、特に、麻薬およびその化学的前駆物質の違法な生産と取引からの、組織犯罪の収益を含む、テロリズムとテロ組織の資金調達を防止しまた抑圧する必要性およびこの目的に向けた継続的な国際協力の重要性を認識する。これに関連して、安全保障理事会は、2012年11月12日から13日までイスラマバードで開催された麻薬対策に関する地域閣僚会議の宣言に留意する。

安全保障理事会は、グローバル・テロ対策フォーラムの設立以来のその早期の達成および国際連合諸機関並びに補助機関との協力を留意する。安全保障理事会は、「刑事司法部門における効果的なテロ対策実行のための模範例に関するラバト・メモランダム」、「暴力的な過激派犯罪者の社会復帰と再統合のための模範例に関するローマ・メモランダム」そして「テロリストによる身代金のための誘拐の利益の防止と拒否に関する模範例に関するアルジェ・メモランダム」の公表に留意する。

安全保障理事会は、テロリズムに対する効果的な刑事司法対応の重要性を認識しそして加盟国間および国際連合諸機関との並びに補助機関との、テロ対策実行に基づく法の支配を策定しまた実施する努力を支援することによるものを含む、個人的な能力を高めることを目的とした、協力を強化することの重要性を強調する。

安全保障理事会は、過激主義と不寛容に動機付けられたテロ行為の扇動が、人権の享受に重大且つ増

大する危険を与え、全ての国家の社会的と経済的な開発に脅威を与え、世界の安定と繁栄を損なっていること、そしてこの脅威が、国際連合および全ての国家により緊急且つ率先して対処されなければならないことを深く懸念し、また生命に対する権利を保護するため国内および国際的な段階で国際法に従ってあらゆる必要且つ適切な措置を講じる必要性を強調する。これに関連して安全保障理事会は、寛容と対話を促進することによるものを含む扇動に対する地域社会の回復力を構築する重要性を強調する。

安全保障理事会は、拘禁しているテロリストの管理において加盟国が直面している課題を認識し、そして加盟国に対し、人権が尊重された、安全で、十分に管理されまた統制された拘禁環境におけるテロリストの管理、社会復帰および社会への再統合に関する模範例を共同しまた共有することを奨励する。これに関連して、安全保障理事会は、国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）、国際連合地域間犯罪司法研究所（UNICRI）および他の国際連合機関の活動に留意する。

安全保障理事会は、2012年12月14日のアブ・ダビにおける、暴力的な過激派對策に関する国際的な研究教育拠点の開設に留意する。

安全保障理事会は、世界的に拡大された社会において、テロリストによる新しい情報とコミュニケーション技術および勧誘と扇動の目的並びにその活動の資金調達、計画立案および準備のためのインターネットの増加した利用に懸念を表明しそして人権と基本的自由を尊重しつつまた国際法の下での他の義務を遵守する一方で、テロ行為の支援を扇動する技術、コミュニケーションおよび資源を開発することからテロリストを防ぐため協力的に行動する加盟国の必要性を強調する。

安全保障理事会は、加盟国の協力と連帯、とりわけテロ攻撃を予防しまた抑圧するための二国間および多数国間の取極や合意を強化するという加盟国に対する安保理の呼びかけをくり返し表明しそして加盟国に対し、地域横断の協力および法執行専門家、裁判官や検察官の教育から生じる特別な利益にも留意しつつ、地域的および準地域的段階での協力を強化することを奨励する。安全保障理事会は、テロリズムとその扇動と戦うことにおいて、政府の全ての機関内やその間のまた国際機構との間の緊密な共同作業の重要性にも留意する。

安全保障理事会は、決議 1373（2001）と 1624（2005）の完全な履行を確保するテロ対策委員会および同事務局（CTED）の決定的な役割を想起しそして安保理決議の効果的な履行のための加盟国の能

力を増加することを目的とした能力構築と技術支援の重要性を強調し、テロ対策委員会および同事務局（CTED）に対し、要請があった場合には、加盟国と協働しそして、とりわけ、テロ対策履行タスクフォースと緊密に協力して、技術支援を評価しまた助長すること並びに全ての二国間および多数国間技術支援提供者と協働し続けることを奨励し、また、各加盟国および地域のテロ対策の必要性に対処することを目的とした CTED の焦点を絞った且つ地域的な対処方法を歓迎する。

安全保障理事会は、戦略を履行することにおいて、加盟国の要請に基づき、加盟国を支援する他の国際的、地域的そして準地域的な機構と調整して、CTITF を含む国際連合諸機関により能力構築分野において果たされた活動に感謝の念をもって留意し、またタスクフォースに対し、能力構築支援の焦点を絞った提供を確保することを奨励する。

安全保障理事会は、適用可能な国際的なテロ対策文書を想起し、その完全実施のための必要性を強調し、国家が、可及的速やかに全ての関連する国際条約および議定書の当事国となることを考慮しまた自国が当事国であるもの下での自国の義務を完全に実施するという加盟国への安保理の呼びかけを更新しそして国際的なテロリズムに関する包括的な条約案についての交渉を終えるための加盟国の継続している努力を認識する。

安全保障理事会は、国際連合システムのテロ対策取組における包括的な調整と一貫性を確保する CTITF の活動および CTITF の活動における関連する安全保障理事会補助機関とその作業部会のその職務権限内での完全な参加に対する支援を表明し、また総会決議 A/RES/66/10 に従った、CTITF 事務局内の国際連合テロ対策センターが実行した活動に留意する。

安全保障理事会は、国際連合テロ対策活動の可視性および有効性を高めそして相乗作用を最大化すること、透明性と最大限の効率性を促進することそしてその活動の重複を避けることを目的とした、国際連合諸機関内のより大きな協力、調整および一貫性を確保する継続的必要性を認識し、また国際連合テロ対策調整官を任命する加盟国が考慮するための事務総長による勧告に留意し、そして、これに関連して、国際連合テロ対策努力の制度横断的な一貫性を更に改善することに関するその審議を含む、この自発的活動に関する議論を期待する。

安全保障理事会は、決議 1267 (1999) および 1989(2011)、1988 (2011)、1373 (2001) そして 1540

(2004) に従って設立されたテロ対策の職務権限を有する委員会とその各々の専門家集団の間の現行の協力を増やす必要性をくり返し表明する。

安全保障理事会は、テロ対策における重要な道具の制裁を考慮し、そして関連する制裁措置の迅速且つ効果的な実施の重要性を強調する。安全保障理事会は、公正且つ明快な手続が、制裁一覧表に個人と団体を載せるためにそして彼らを削除するために並びに人道的な免除を与えるために、存在することを確保する安保理の継続的な誓約をくり返し表明する。安全保障理事会は、アル・カーイダ制裁体制における行政監察官の任命およびアル・カーイダとタリバーン制裁体制における手続的な改善点を想起する。

安全保障理事会は、テロリズムの全ての犠牲者およびその家族との安保理の心の底からの連帯を表明し、テロリズムの犠牲者を支援することそして彼らの損失と深い悲しみに打ち勝つため彼らと彼らの家族に援助を提供することの重要性を強調し、犠牲者と遺族のネットワークが、彼らの経験を勇敢に共有しました暴力的なまた過激的な考えに対してははっきりと述べることを含む、テロ対策に果たす重要な役割を認識しそしてこれに関連して、加盟国およびテロ対策履行タスクフォース（CTITF）を含む国際連合制度の関連する取組と活動を歓迎しまた奨励する。

安全保障理事会は、開発と安全保障は相互に補強しそしてテロリズム対策への効果的且つ包括的な対処方法にとって不可欠であることを認識し、そしてテロ対策戦略の特有の目標が、持続可能な平和と安全を確保することであるべきことを強調する。